平成２５年（フ）第２６１号
福岡県久留米市北野町十郎丸2252番地７
債務者　山下　卓裕
１　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２６４号
福岡県小郡市小郡1072番地１、前住所福岡県朝倉市中原52番地
債務者　深町　茂光
１　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１号
福岡県久留米市梅満町343番地１　スクエアコートⅢ203号
債務者　川浪　和浩
１　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４６２号
大分市下郡南２丁目３番31号メゾン・ド・アヴュディールＢ102
債務者　瑞木ひとみ
１　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４７１号
大分県別府市中島町８番19号　県営真光寺住宅１Ａ－１－505号
債務者　安部　大輝
１　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３４６号
宮崎市田野町甲2873番地12、前住所鹿児島県鹿屋市寿７丁目７番19号　今吉貸家３号棟
債務者　山田喜代香（旧姓横山）
１　決定年月日時　平成26年１月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３４８号
宮崎市潮見町20番地５、前住所宮崎市恒久１丁目６番地３　小村アパート405号
債務者　松尾田京子（旧姓武元）
１　決定年月日時　平成26年１月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１２号
宮崎県都城市早水町26号10番地４
債務者　栄福ヨウ子
１　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第２０８号
長野市大字栗田653番地223　ウィンベル東館207号室
債務者　佐藤　一明
１　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１６号
長野市川中島町原1244番地
債務者　飯塚喜代枝
１　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
松江市古志原１丁目13番８号
債務者　大谷　弘子
１　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９０号
岩手県花巻市南万丁目1468番地　コーポＫＴ３号、旧住所岩手県花巻市南新田225番地15
債務者　桐野　亜美
１　決定年月日時　平成26年１月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第６０号
兵庫県豊岡市山本210番地の13
債務者　守高　真美
１　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
兵庫県朝来市立脇235番地３
債務者　蔭山　清規
１　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
兵庫県洲本市大野710番地
債務者　瀧池　佳隆
１　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第６８号
兵庫県南あわじ市潮美台１丁目21番地４
債務者　金阪　秀行
１　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第２６９号
徳島県板野郡北島町中村字岸ノ上１番地209102号、旧住所徳島県板野郡松茂町笹木野字灘24番地12
債務者　福山　幸子
１　決定年月日時　平成26年１月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
徳島地方裁判所民事部